

学校給食民間委託導入検討委員会を設置

(全員13・反対3で可決)

条例の制定及び廃止

	附属機関名	協議項目
廃止	町制施行50周年記念行事実施委員会	町制施行50周年の記念行事が終了したので、その企画・立案及び実施のため設置した委員会を廃止する。
新設	公共用地利用対策会議	土地開発公社が保有する公共用地に関する諸問題についての協議を行う。
	鞍手分校あり方検討委員会	鞍手分校の存続、統合及び廃校についての調査、研究及び検討を行う。
	学校給食民間委託導入検討委員会	学校給食の民間委託導入についての検討を行う。

反対討論

鞍手分校は、長い歴史があり、4年前には卒業生の皆さんの協力で体育館が完成しました。子どもたちが通っている間は、委員会を作るべきではないと考えます。

学校給食については、17人の委員で5回の委員会を開催し、結論が出されることが心配です。コストや人件費の削減のみを考えるのではなく、子どもたちにとって何が大切か、食育、地産地消の観点から何を守るべきかを委員会を設置する前に十分に論議すべきだと考えます。

(松本 典子)

賛成討論

対策会議・委員会の設置については、町長のこれらの問題に対する積極的かつ前向きに対処する現れたと判断しています。

鞍手分校あり方検討委員会及び学校給食民間委託導入検討委員会の答弁により、何らの前提条件のない状態で設置、さらに検討するということを確認していますので、賛成します。

(田中 一三輝)

入院時の自己負担が増加

急速な高齢化社会の進展に伴い、医療費が急増する中、国は国民皆保険を堅持し、将来も持続可能なものとするため、現役並みの所得を有する高齢者の患者負担、療養病床に入

院する70歳以上の高齢者の食費や居住費の見直しを行いました。これに伴い、入院時の食事療養費の額を改正します。

(賛成14、反対2で可決)

入院時の食事療養費の額

	現行	改正後
一般	1食 260円 (1日 780円)	1食 460円 3食 1,380円 居住費 320円 (1日 1,700円)
住民税非課税世帯	1食 210円 (1日 630円) 入院4ヶ月以降は 1食 160円 (1日 480円)	1食 210円 3食 630円 居住費 320円 (1日 950円)
年金受給額80万円以下等の低所得	1食 100円 (1日 300円)	1食 130円 3食 390円 居住費 320円 (1日 710円)
老齢福祉年金受給者	—	1食 100円 3食 300円 居住費 0円 (1日 300円)

反対討論

今回の改正は、一般の患者さんにとって、月に約3万円の負担増となり、老齢年金しか貰っていないお年よりにしても、これまでも無料だったものが月9千円の負担を課せるとするもので、あまりに負担が大きすぎます。

ましてや、国の政策は、病院のベッド数を減らし、患者を減らし、医療費を削減しようとしている。このような改正に反対します。

(宇田川 亮)



町立病院

出産育児一時金支給状況

	件数	支給額
平成15年度	23件	6,900,000円
平成16年度	29件	8,700,000円
平成17年度	17件	5,100,000円

出産育児一時金を
35万円に引き上げ

健康保険法が改正され、出産育児一時金が、10月1日からこれまでの30万円から、35万円に引き上げられます。

(全員賛成で可決)

母子家庭等医療費の状況

	受給者数	医療費支給額
平成15年度	462人	28,930,920円
平成16年度	437人	24,197,440円
平成17年度	443人	26,713,110円

母子家庭等医療費
の支給条例を改正

医療費の「標準負担額」が「食事療養標準負担額及び生活療養負担額」に改められ、支給額が変わります。

(賛成14・反対2で可決)

重度心身障害者医療費の状況

	受給者数	医療費支給額
平成15年度	442人	71,175,603円
平成16年度	458人	69,919,708円
平成17年度	459人	73,399,835円

重度心身障害者医療の町負担が増加

障害者自立支援法の改正により、国の公費負担制度が廃止されたため、今後は、県と町が負担します。そのため、施設がある市町村に住所を変更しても、障害者施設の入所を決定した市町村が障害者医療費を支給することとなります。

(賛成14・反対2で可決)

3歳未満児の医療費が全額無料に

少子化対策及び子育て支援の充実を図るため、3歳未満児の初診料・往診料の自己負担額が、公費で助成されます。

(全員賛成で可決)



西川第一保育所の子どもたち

その他の条例の改正及び廃止

○ J A 直轄生産部会連絡協議会設立に伴う条例改正

(全員賛成で可決)

○ 技能習得資金の貸与に係る条例を廃止

(全員賛成で可決)

町営葬斎場・衛生センターに 指定管理者を指定

平成15年の地方自治法改正により、広く民間事業者等も公の施設の管理を受託することができる指定管理者制度が導入されたことに伴い、当町においても本年3月、町営葬斎場などの公の施設に指定管理者制度を導入することができるとの関係条例等の整備を行いました。

町営葬斎場

【指定管理者】

新潟県新潟市
富士建設工業(株)
代表取締役 鳴海武徳

【契約期間】 3年6ヶ月

平成18年10月1日から
平成22年3月31日まで

衛生センター

【指定管理者】

鞍手町大字中山2451
(有)鞍手衛生舎
代表取締役 竹松新一

【契約期間】 3年6ヶ月

平成18年10月1日から
平成22年3月31日まで

【管理する業務】

○ し尿及び浄化槽汚泥処理
○ 施設、設備、物品の維持・管理
○ 施設内外の清掃

○ し尿処理月報等各種報告
○ 委託契約の執行に伴う契約及び支払い
○ その他、付随する業務

(全員賛成で可決)

【管理する業務】

○ 葬斎場の使用
○ 火葬業務
○ 施設、設備、物品の維持・管理
○ 葬斎場内外の清掃

○ 火葬状況等各種報告
○ 委託契約の執行に伴う契約及び支払い
○ その他、付随する業務

(全員賛成で可決)